

佐倉市空家等の地域貢献活用支援事業

《募集要領》

佐倉市 都市部 住宅課

1. 目的

近年、少子高齢化による人口減少や既存の住宅・建築物の老朽化等に伴い、適切な管理がなされていない空家が増加しています。これらの中には、周辺地域の安全性の低下、公衆衛生の悪化、景観の阻害など様々な問題を抱え、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしているものがあります。今後、空家の数が増加すれば、それらがもたらす問題が一層深刻化することが懸念されるところです。

そのため佐倉市では、令和6年3月に「佐倉市空家等対策計画」を策定しました。この計画では、「地域のコミュニティ等と連携し、住環境を守り未来に引継ぐ安全で安心なまちづくり」を基本理念とし、「空き家発生の抑制」、「地域の資源としての活用」、「放置された危険空家等の対応」を空家等対策の3つの基本方針として定め対策に取り組んでおります。

佐倉市内の空家を有効な「資源」と捉え、地域活動団体が主体となって、地域交流や地域コミュニティ再生のための活用といった地域貢献を目的とした公益的な活用を支援することにより、佐倉市における空家の地域貢献活用の普及・促進をめざすことを目的とします。

佐倉市空家等の地域貢献活用支援事業は、空家の多様な活用を進めるため、地域のまちづくりに資するような空家の利活用を行う地域活動団体に対して、空家の物件に係る取得費や改修費の一部に対して、補助金を交付するものです。

今後の空家の活用モデルとして先進的な事例となる用途で、地域活性化のために利活用されるものを選定しますので、皆様からの新たな発想で空家に関する活用案をお待ちしております。

2. 事業スケジュール

- 【応募期間】 令和7年4月23日（水）～同年10月31日（金）
- 【事業審査】 令和7年7月中旬、又は、12月下旬頃
- 【補助申請】 応募内容が採択されてから1年以内
- 【補助決定】 申請後1週間程度（補助金決定後に工事着手）
- 【実績報告】 当該申請年度の2月20日（実績報告書提出後に補助金交付）

3. 補助の対象者

補助金の交付の対象者は、次のいずれにも該当する地域貢献活動団体又はその連合体（以下「地域貢献活動団体等」という。）とする。

- （1）地域貢献活動の実績があること。
- （2）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団でないこと。

＊地域貢献活動団体（要綱第2条第1項第3号）

市内で地域貢献活動を行う団体であって、自治会、町内会、区等の地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体として市に届出をしているもの又は次のいずれにも該当する団体をいう。

- ア 団体の運営及び代表者の選考方法に関する規程が定められていること。
- イ 団体の財産がその構成員の財産とは別に管理されていること。
- ウ 団体の活動が営利（当該団体の活動を維持するため必要な範囲内のものであると市長が認めるものを除く。）、政治、宗教、若しくは特定のものの利害を図ること又はこれに類するものでないこと。
- エ 具体的かつ継続的な活動の計画が策定されていること。
- オ その他市長が必要と認める事項

4. 補助対象建築物

- （1） 活用にあたる建築物所有者の同意を得ており、本市のホームページへの掲載等、市において事例として広く一般に紹介することについて所有者の了解を得ているもの。
- （2） 建築関係法令に適合するもの（年度内に適合させる予定のものを含む）であること。
- （3） 応募時点で新耐震基準を満たしている。あるいは応募する企画に含まれる改修の実施により新耐震基準を満たすことになるもの。
- （4） 建築確認済証があること、または、それに準ずる書類があること。
- （5） 都市計画事業決定された土地の建築物ではないこと。
- （6） 空家等を取得する場合は、その取得後の当該空家等の所有者が他にいないこと。
- （7） 収益性のある用途への空家等の改修である場合は、空家等の当該改修後の部分が次のいずれにも該当すること。
 - ア 利益を享受する人が特定されないこと。
 - イ 地域の環境及び景観を考慮して市長が不適切と認めるものでないこと。
- （8） 過去にこの補助金の交付を受けていないこと。

5. 補助対象となる建物用途

用途の例

- ・ 多世代交流を創出するコミュニティスペース
- ・ 高齢者の憩いの場

- ・ 放課後の子どもたちの居場所となるスペース
- ・ 起業家の育成スペース
- ・ 高齢者の雇用を支援する場合
など

※建築基準法その他の関係法令の規制により、改修後の用途が規制される場合があります。また、用途変更等、関係法令に係る手続きが別途必要となる場合がありますので、事前に建築指導課及び関係部局と協議すること。

6. 補助対象経費

補助金の交付の対象となる経費は、建物の取得に係る費用、建築物の改修費のうち、市長が適当と認めるもの。（補助決定前に支払った経費は、補助経費の対象外です。）

ただし、佐倉市空家等の地域貢献活用支援事業補助金交付要綱に基づく補助金以外の補助金等の交付を受けている場合は、当該補助金等の対象となる経費から除く。

7. 補助の金額

補助金の金額は、補助対象経費の3分の2以内の額とし、400万円を限度とする。

8. 予定件数

1件程度 400万円 予算の範囲で実現可能な件数

9. 工事の完了期限

申請年度の2月中旬までに完了すること

10. 交付の条件

- ・ 補助金の交付に係る空家等を使用した地域貢献活動を10年以上行うこと。
- ・ 当該申請年度の2月20日までに補助金の交付に係る事業を完了させて実績報告を行うこと。

1 1. 応募手続き

応募期間中の10月31日(金)までに、住宅課に下記書類を提出してください。

【応募書類】

企画の応募申請書(様式第1号)に添付する書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 地域貢献活動団体等の概要書
- (2) 空家等の概要書
- (3) 収支計画書
- (4) 空家等の所有者の同意確認書
- (5) 地域貢献活用提案用紙
- (6) 建物・物件の現況が分かる書類
- (7) 初期整備の内容が分かる書類(改修工事を行う場合に限る。)
- (8) 工事内容が分かる図面及び見積書(改修工事を行う場合に限る。)

* 応募書類の作成では、必要に応じて図面等を活用し、具体的かつ簡潔に記載してください。また、作成書類はA4を原則としてください。

【応募書類の提出期限】

- ・ 提出期限
令和7年10月31日(金曜日)午後5時まで
- ・ 提出方法
応募書類一式を、住宅課窓口まで持参してください。
- ・ 提出部数
応募書類一式 2部(正本 1部 副本1部(コピー可))

【審査基準】

以下の視点により総合的に評価の上、決定します。

1. 実施主体の適格性
2. 事業の実効性・継続性
3. 地域との連携・貢献
4. 予算

【決定について】

書類の審査後、佐倉市空家等対策協議会に諮り、提案事業の採択、不採択を決定します。なお、結果については採択、不採択を問わず郵送にて通知します。

【補助金の交付申請】

採択の決定通知を受けた場合は、補助金交付申請書(様式3号)により補助金の交付申請をしてください。

申請書に必要な添付書類

- (1) 改修工事がある場合は工事契約書、内訳書、関係図面
- (2) 建築物の取得がある場合は不動産売買契約書の写し
- (3) 建物を賃貸する場合は賃貸契約書の写し

【実績報告】

補助金の交付決定通知後、改修工事に着手してください。工事が完了しましたら補助金実績報告書（様式第6号）を市長が指定した期日までに提出してください。

報告書に必要な添付書類

- (1) 収支報告書
- (2) 工事前及び工事後の写真（改修工事を行った場合に限る。）
- (3) 空家等の取得に係る費用、家賃、又は改修費を支払ったことを証する書類

【補助金の額の確定】

実績報告書の内容を審査したうえで適正に事業の完了が認められる場合は、補助金の確定額を補助金確定通知書（様式第7号）で通知します。

【補助金の請求】

補助金確定通知書が届きましたら、補助金交付請求書（様式第8号）をすみやかに提出してください。

【その他の留意事項】

- ・ 申請書作成及び提出に要する費用は、応募者側の負担とします。
- ・ 申請書類に虚偽の記載をした場合には、提出された書類は無効とします。
- ・ 募集要領に示された要件に適合しない場合は無効となります。
- ・ 提出された書類は返却いたしませんのでご了承ください。
- ・ 決定者は、次年度以降に市が行う空家活用の取り組みの中で、市の広報誌・ホームページへの掲載や写真提供等の対応にご協力をいただく場合があります。

申請を考えている団体は早めに住宅課にご相談ください。住宅課職員が物件探しや申請に向けて準備をお手伝いいたします。

12. 事業の流れ

日 程	佐倉市	応募者
令和7年4月23日 ～10月31日	企画の応募開始 ↓ 応募書類提出期限 ↓ 応募書類審査 ↓ 空家等対策協議会と協議 ↓ 企画の採択・不採択決定通知	応募書類申請
令和7年7月下旬頃、 又は、12月下旬頃		採択決定通知受取り
(令和7年度事業を 実施する場合) 交付申 請受理後、1～2週間	補助金の交付決定通知	補助金の交付申請
		補助金の交付決定通知受取り ↓ 工事着手 ↓ 実績報告書の提出
令和7年2月20日 (実績報告書提出期 限)	完了実績の審査 ↓ 補助金の確定通知 ↓ 請求書受理 ↓ 支払い(振り込み)	実績報告書の提出
		補助金の確定通知の受取り
		請求書の提出
		補助金の受取り

13. 問い合わせ・応募書類提出先

〒285-8501 佐倉市海隣寺町97番地
 佐倉市 都市部 住宅課
 TEL：043-484-6168
 FAX：043-485-0108
 E-mail：jutaku@city.sakura.lg.jp